

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年11月26日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ： 2件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	6号機	圧力抑制室内の点検および非常用炉心冷却系ストレーナ取替工事において、11月6日までにテープ片、金属片等（計31個）を発見及び回収した。引き続き、異物混入対策を徹底	A s	11月9日公表済 (PDF133KB)
2	6号機	圧力抑制室内において棒状温度計（1本）を工具袋に入れて移動していたところ、圧力抑制室プールに落下させたため、対応検討	A s	11月23日公表済 (PDF132KB)

区分Ⅲ： 2件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	6号機	原子炉建屋地下2階機器ドレンサンプより水の漏えいが認められたため、対応検討	A	11月26日公表済 (PDF139KB)
2	6号機	協力企業作業員がタービン建屋内階段床から2段目のところで足を滑らせ左足を負傷したため、救急車で病院へ搬送した。診察の結果、「左足下腿骨、腓骨の骨折、約3ヶ月の加療」と診断されたため、対応検討	A s	11月23日公表済 (PDF60KB)

その他： 39件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主発電機密封油処理装置密封油真空ポンプ（B）電動機用ケーブル圧着端子に素線切れが認められたため、当該端子を交換	D	
2	1号機	原子炉冷却材浄化系脱塩器（A）出口導電率検出器と脱塩器（B）出口導電率検出器のコネクタの相互接続誤りが確認されたため、当該コネクタを正規に接続及び対応検討	B	
3	1号機	制御棒駆動水圧制御ユニット窒素ガス充填用ホース（南側C）のユニット接続用ナット内ネジ山に変形が認められたため、当該ナットを交換	D	
4	1号機	燃料交換機操作室空調機のVベルト（1本）が切れたことが認められたため、当該ベルトを交換	D	
5	1号機	主タービンリフトポンプ（No. 2）第8軸受供給ライン逆止弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	1号機	主タービン振動記録計（軸受No. 4～6）に参考文字（6時間毎に参考文字を印字する）の印字不良（文字のつぶれ）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
7	1号機	屋外主発電機用水素ガス・二酸化炭素ガスボンベ室の入口扉に歪みが認められたため、当該扉を点検・修理	D	
8	1号機	定期検査における原子炉圧力計他の計器校正において、データ記録用紙記載の計器ループ精度の数値に誤記が認められたため、当該数値を訂正及び対応検討	C	
9	2号機	所内ボイラ加熱蒸気及び復水戻り系タービン建屋復水回収ポンプ（B）に過負荷トリップが認められたため、当該ポンプを点検・修理	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
10	2号機	ページング装置（所内ボイラ室）に拡声機能不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
11	2号機	旧廃棄物地下貯蔵設備給気空調機暖房用蒸気配管ドレン弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
12	3号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置計装用空気系除湿装置バイパス弁開閉リミットスイッチ用フレキシブル電線管接続部に外れが認められたため、当該部を修理	D	
13	3号機	エリア放射線モニタ警報「原子炉建屋放射能高（CH. 18圧力抑制室）」の誤発生が認められたため、対応検討	D	
14	3号機	ほう酸水注入系ほう酸水貯蔵タンク温度スイッチの設定値ドリフトによる警報「ほう酸水貯蔵タンク温度低」の誤発生が認められたため、当該温度スイッチを点検・修理	D	
15	3号機	低圧復水ポンプ（A）電動機油冷却器用冷却水フローグラス本体にひびが認められたため、当該フローグラスを交換	D	
16	4号機	原子炉補機冷却系熱交換器（B）伝熱管渦流探傷検査において、伝熱管（1本）に判定値外れが認められたため、当該伝熱管を交換	D	
17	4号機	起動用蒸気式空気抽出器加熱蒸気入口ヘッダドレントラップ前弁グランド部より微少リーク（1滴／分程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	4号機	炉心スプレイ系ポンプ（A・B）メカニカルシール水ドレン配管フローグラスの内側に汚れが認められたため、当該フローグラスを点検・清掃	D	
19	4号機	ページングボックス（主発電機固定子冷却水装置脇）の内側開閉レバーに外れが認められたため、当該レバーを交換	D	
20	5号機	換気空調系冷却装置（E）圧縮機（A）出口圧力計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力計を交換	D	
21	5号機	廃棄物処理系床ドレンろ過器点検において、上蓋取合ノズル部のライニング割れ及び膨れ（5箇所）が認められたため、当該部を修理	D	
22	5号機	サービス建屋換気空調系空調機出口風量スイッチ端子ビスのねじ山に破損が認められたため、当該端子ビスを交換	D	
23	6号機	気体廃棄物処理系排ガス再結合物（A・B）温度のプロセス計算機出力点検において、指示値に精度外が認められたため、プロセス計算機制御基板を修理	D	
24	6号機	主蒸気配管ヘッダードレントラップ前弁点検において、グランドパッキン受けに割れが認められたため、当該パッキン受けを交換	D	
25	6号機	非常用ディーゼル発電機（B）空気圧縮機（A・B）点検において、入口フィルタに劣化が認められたため、当該フィルタを交換	D	
26	6号機	当社社員がB手袋未着用のまま管理区域に入域し、作業実施前に気がついたため、速やかに管理区域より退出	B	
27	6号機	500kV超高压開閉所壁貫ブッシング防災装置噴霧試験において、双葉2号線用壁貫ブッシング防災装置配管より水漏れが認められたため、当該配管を修理	D	
28	6号機	第5給水加熱器（C）水位制御弁空気駆動部点検において、駆動部よりエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
29	6号機	主復水器（A）第1水室出口側ドレン弁等（3台）浸透探傷検査において、弁棒に指示模様が認められたため、当該部を修理	C	12月21日再審議にてグレード変更 D → C
30	6号機	高圧炉心スプレイ系ポンプ駆動用ディーゼル発電機補機冷却海水ドレン配管の寸法検査記録が正式記録でないにも係らず、受付・承認処理を行い、報告データが誤っていたことが判明したため、対応検討	C	11月22日 No.12 関連

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
31	6号機	原子炉再循環系MGセット補機冷却海水系熱交換器（B）ドレン弁（2台）にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
32	6号機	原子炉建屋油ドレンサンプ（B）出口プロセス放射線モニタの指示値に指示不良（ハンチング）が認められたため、当該モニタを点検・修理	C	
33	6号機	機器ドレン系フィルタ材保持ポンプ（B）シール水入口弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
34	6号機	原子炉建屋6階主蒸気配管水張り作業において、仮設ベントゴムホースより微少な漏えいが発生し、床貫通部より5階ほう酸水注入系ポンプエリアへ水の滴下が認められたため、対応検討	B	
35	6号機	残留熱除去海水系ポンプ（B・D）ベント配管耐圧検査において、ベント弁（2台）の弁箱より水のにじみが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
36	集中環境施設	廃液濃縮系シール水タンク純水給水配管より水の漏えいが認められたため、当該配管を点検・修理	C	
37	集中環境施設	補助ボイラ（A）スートブロウドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
38	集中環境施設	洗濯廃液濃縮処理設備洗濯廃液温水ポンプ（A）出口圧力計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
39	その他	使用済燃料輸送容器保管建屋大型乾式キャスク（1B）の容器表面温度センサが固定金具から脱落していることが認められたため、当該センサを取付	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・ 原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・ 人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで